

吉野川市環境保全条例施行規則

平成16年10月 1 日

規則第94号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 生活環境の保全

第1節 あき地の管理（第3条・第4条）

第2節 開発事業の規制（第5条―第7条）

第3章 補則（第8条―第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、吉野川市環境保全条例（平成16年吉野川市条例第152号。以下「条例」という。）第34条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1） 宅地見込みの土地とは、宅地に転用する目的で、農地法（昭和27年法律第229号）の規定により許可された土地又は市街化区域内については届出が受理された土地をいう。
- （2） その他については、条例における用語の例による。

第2章 生活環境の保全

第1節 あき地の管理

（その他のあき地の定義）

第3条 条例第2条第4号の規定で定めるその他の土地は、市街化区域内の農地で1年以上耕作していないものをいう。

（あき地の管理基準）

第4条 条例第13条第2項に規定するあき地の管理不良の状態とは、あき地に雑草（灌木を含む。）が繁茂し、火災及び犯罪の原因、病虫害の発生、ごみ等の不法投棄等、放置すれば良好な環境を阻害する状態であり、雑草の高さ90センチメートル程度以上又は6箇月以上管理してない状態をいう。

2 この規則で定めるもののほか、あき地の管理に関し必要な事項（基準）は、別に定める。

第2節 開発事業の規制

（基準の委任）

第5条 条例第16条に規定する必要な事項（基準）は、別に定める。

（適用の除外）

第6条 条例第18条第2号の規則で定める団体とは、国又は地方公共団体が加入し、又は出資している法人その他公共的団体で市長が適当と認めるものをいう。

第7条 条例第18条第3号の規則で定めるものとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）自己居住の用に供する宅地の開発事業

（2）団体で行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業に係る開発事業

第3章 補則

（勧告及び命令）

第8条 条例第14条第1項に規定する勧告は、勧告書（様式第1号）によって行うものとする。

2 条例第14条第2項及び第17条第2項に規定する命令は、命令書（様式第2号）によって行うものとする。

（証票）

第9条 条例第33条第2項に規定する身分を示す証明書は、環境保全職員証（様式第3号）によるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第5条から第7条までの規定は、鴨島町の区域に限り適用する。

3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町環境保全条例施行規則（昭和52年鴨島町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

吉野川市長

印

勧告書

あなたは について、吉野川市環境保全条例第13条第2項の規定に違反しているため、同条例第14条第1項の規定に基づき、 年 月 日までに下記の措置をとるよう勧告します。

記

- 1 該当土地の地名、地番
- 2 違反の状況
- 3 措置すべき内容

様式第2号（第8条関係）

	第	号	
	年	月	日
様			
	吉野川市長		印
命令書			
あなたは について、吉野川市環境保全条例第 条第 項の規定に違反している ので、同条例第 条第 項の規定に基づき、 年 月 日までに 下記の措置をとるよう命令します。			
なお、この命令に違反した場合は、同条例第 条の規定に基づき 円以下の 罰金に処せられます。			
記			
1 該当土地の地名、地番			
2 違反の状況			
3 措置すべき内容			

(注) この処分に不服のある場合は、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを
知った日の翌日から起算して10日以内に吉野川市長に対し異議の申立てをすることが
できます。

様式第3号（第9条関係）

環 境 保 全 職 員 証		No.
写 真	所 属 職 氏 名	年 月 日生
この者は、吉野川市環境保全条例第33条第1項に規定する立入調査を行う職員である。		
年 月 日		
吉野川市長		印

吉野川市環境保全条例	
（立入調査等）	
裏	第33条 市長は、良好な環境の確保に必要な限度において、その職員に第17条の規定により承認を受けた者若しくは承認を受けず、若しくは承認の内容に違反した者の当該土地若しくは建物内に立ち入り、第17条に掲げる行為の実施状況を検査し、若しくはこれらの行為の環境に及ぼす影響を調査し、又は関係者に必要な指示若しくは指導を行わせることができる。
	2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
	3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。